

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1. 改正の趣旨

- 本省令は、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人（以下単に「社会医療法人」という。）の認定要件に関し、所要の改正を行うため、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正するものである。

2. 改正の内容

- 社会医療法人の認定要件として、新たに、医療法人の本来業務を主たる業務とすることを加える。具体的には、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院に係る業務に係る費用の額が、経常費用の額の100分の60を超えることとする。
- 現在の認定要件では社会保険診療費等による収入が全収入金額の100分の80を超えることが求められているが、この社会保険診療費等に、新たに予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。）を加えることとする。
- なお、新たな規定は、医療法人の平成30年4月1日以後に始まる新たな会計年度より適用する。
- その他、所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項第6号、第42条の3第1項
- ・ 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の5第1項、同条第2項
- ・ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第4項第4号

4. 施行期日等

公布日：平成30年3月下旬（予定）

施行期日：平成30年4月1日